第167号
発行所
新潟県中魚沼郡
中里村公民館
毎月1回15日
定価 1部 5円

なかさと

6月1日現在	
人口	7,773(− 20)
男	3,854(− 19)
女	3,919(− 1)
世帯数	1,733(+ 12)

カッコ内は前月との比較

中里村青少年健全育成

総合対策実践の方針

村ぐるみで推進しよう

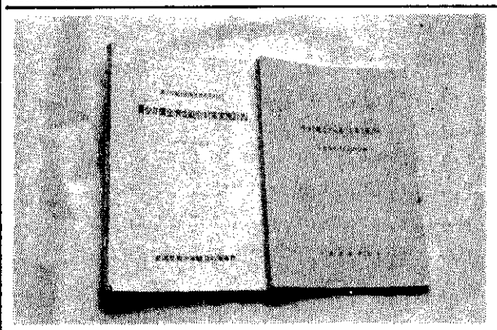

急速、かつ多面的な社会変化の中で、青少年の健全育成を願うことはむしろ困難なことかもしれない。親子断絶の時代とも云われている今日、親は子を理解しかね、子は親に対して、不信感を抱いている世の中である。しかし誰しも親は皆が子の不幸を喜ぶ者はいないであろう。これがために規制のみを与えてもかえって逆効果となる場合が多い。子どもの能力や希望を無視して、親自身がホワイトカラーに憧れ、東大を受験させて失敗し、自殺にまで追いやった例も少なくない。ホワイトカラーのみが最高の職業ではない、土を握っていてもその人が真に情熱をもやすことができるならば、その人にとって最高の職業なのである。従って正しい人間観、職業観を子どもがもてるよう指導、助言をしなければならない訳であるが、学校の先生一人のみにこれは、まかしておける問題ではない。学校の先生がいくら真剣になって子どもに教えても一般家庭の人達がその気にならなければ効果はあがらないのである。又青少年の不良化防止についても同じことが云えるのである。あれもしてはいけない、これをしてはいけないと、規制のみを加えるのではなく、青少年の文化生活や余暇生活に有害となる環境や条件の改善も合わせて行なわなければ効果はあがらない。これには、やはり大勢の協力がなければできないことである。

計画策定の方針

次代をになう青少年の健全育成にあたり、中里村では新潟県青少年総合対策推進町村として、青少年総合対策推進町村として、指定を受け、村の青少年健全育成総合対策実施計画を次により策定する。

①県青少年総合対策の中心目標「青少年に正しい情熱の焦点をつくらせる」(註、一口に云うと生きがいのある生活)を達成するため、村の青少年関係行政機関、教育機関、その他団体の関係施策や諸活動を改善、充実、総合的な効果を発揮するよう計画の策定をするものとする。

②計画は、学校等に於ける実践、家庭領域の対策の推進、健全な社会環境の中での健全な家庭生活から、はじめて青少年の健全育成が可能となるではないだろうか。

そこで中里村は昭和四十五年四十六年と二ヵ年にわたり「青少年総合対策推進町村」の指定を県から受け、他町村に先がけて実施計画を策定し村長を先頭に、役場も学校も勿論一般村民も一致協力してこれが実践に当ることとなりましたので、実施計画の内容を紹介し村ぐるみの協力をお願いする次第です。

実践の方針

中里村の青少年総合対策の共通の中心目標としては「青少年に正しい情熱の焦点をつくらせる」ということとし、この対策の中心を中里村立、小中学校等に在籍している幼児、児童生徒および勤労青少年と、住民の啓発に主力をおいて実施する。そのために保育所、小中学校教育、家庭教育、社会教育、その他青少年関係機関、団体による「地域ぐるみ」の実践を展開する。これ等の実践には、「正しい情熱の焦点」を育てるための直接的刺激を与える活動と、この形成をさまたげる諸条件を排除する活動とが実施される。

青少年健全育成総合対策実施計画

第一章 学校などにおける対策の実践

第一節 保育所における対策の実践

1、指導方針

①保育計画の改善をはかる。独立性、社会性「正しくすきなことをもつ」態度の育成をめざして、保育計画の重点的な運営について検討する。

②指導計画の改善をはかる。指導の各領域の内容を取り扱う場合、独立性や社会性の育成「正しくすきなことをもつ」態度の育成等が重視されるよう運用のくふうにつとめる。

③母の会との連携、独化をはかる。

家庭における「しつけ」や性格教育などに関し、父母の啓蒙につとめる(以下実践の大綱は省略する)

第二節 小中学校における対策の実践

1、指導方針

◇中里村教育目標

①教育の機会拡充と地域格差の是正

②学力水準の向上と人間性の育成

③社会教育の振興

④体位体力の向上と健康の増進

⑤正しい情熱の焦点をもった青少年の育成

◇教育委員会の実践の方針

①青少年健全育成総合対策の中心目標である「正しい情熱の焦点をつくらせる(正しい生きがいの目標をもつ)」ことにむかって、学校教育並びに社会教育における関係施策の改善、充実をはかるものとする。

②社会教育の重点

現下青少年健全育成の重要性にかんがみ、青少年教育を中核とし「正しい情熱の焦点をつくらせる」べく社会教育を総合的に推進する。

(以下各小中学校の実践の大綱は省略する)

これでよいのか 核家族

斉藤大馨

家族制度は好むと好まざるとにかかわらず崩壊し、どんどん核家族化してゆく。新民法も長子相続制を改め、長男が結婚すると親の戸籍面から抹殺され新しい戸籍をつくることになっている。夫が死んだときの遺産相続は妻が三分の一、あとの三分の二を全体の子供で均分する。これが家族制度の民主化らしい。一方、現実の社会は企業の発展で転任が多くなり、老父母と一緒にくらすことは事実上至難になった。それに老父母と同居するのは世代の断層によりものの考え方が、まったくちがうときがある。夫は妻と親との板ばさみになり、新家庭にとびも入りかねない。若妻にしてみればシュウトぬきの水入らずの生活を望むのも当然である。

親の方もウルサイ他人を入れるよりも、新夫婦を別居させ働けるうちは働こう。働けないようになったら、そのときはそのときだ。これが実相のように思われる。

子供は自分のものだと考えがちだが、子供は子供のもの間違いはない。親が子供を育てるのは義務というよりも、ただすることをしただけである。当然だと旨も承知しながら、からだがいうことを聞いてくれない。

しかし、いつまでも子供が親のスネをかじっていてはやりきれない。やはり一人前になって親もとをはなれ巣立ってくれるのが親の願いである。あとはなるようになってくる。

アメリカあたりでは、あまり母子心中はないそうだが、わが国にはザラにある。社会保障制度のゆき届いていることにもよるだろうが、そればかりでもなさそうである。日本では母子の人間関係が血で密着しているのに、アメリカは個人主義が進んでいるからでもあろう。この断ちがたい母と子の血を断たないと、双方とも人間の自主独立はあり得ない。自灯明・法灯明とは、血肉の情を断って血・法一如になるところに、ほんとうの情理かねそなえた親子関係が成立する。

核家族賛成論者にいいたいのは、ヨコの人間関係ばかりで世の中が回っていくと思ったら大間違いだ。若い世代がそういう態度をとるなら、やがて自分が老人になって、子供から捨てられるにきまっている。むろん、そのときには社会保障制度も強化されているから、捨てられた老父母も食うだけには困らない。けれども、あたたかい親子の関係は切れている。「生ける屍」といったらいいすぎだろうか。

民族の歴史や文化は、決して平板ではない。父祖伝来の数々とした営みの集積である。いま現に私がここにあるのは、突然変異によってあるのではない。無限の過去を背負い、無限の将来をはらんでいることを自覚すべきである。諸君が一生かかって、どんな立派な業績を残そうと、無始以来の生命の大河の前には、泡沫にも値しない。

この生命の大河を、久遠実成釈迦如来といってもよいし、本願の歴史といいかえてもよい。

私が本願の歴史の頂点に立たされていることがわかったら人間受生の縁になった両親は、まさしくいのちの大恩人である。よろしく若い世代は両親のご恩をいただき、これを跳躍台に全人類の、いや生きとし生けるもののいのちの根元に帰るべきだといっても私どもは、いたずらに形にとらわれて核家族がよいとか悪いとかいっているのではない。別居しなければならないのなら別居するがよい。形の上の別居、同居はそれぞれの縁によってきまる。問題の核心は広大な両親のご恩を、いただくかどうかの一点にある。

村の伝説

「船石」市の城

むかし、むかし、越後の国要害有郷の市之越の村へ、神さまが大きな石の船に乗って、天から降りてきたことがあった。神さまは天におられて、なんとかして市之越の村へ行ってみたいと思っていたのである。ある日、大きな石の船をおつくりになって、それに乗って天から降りはじめた。神さまを乗せた石の船が、市之越の空へさしかかったとき、村人達は丁度夕飯の最中であった。とつぜん空からゴーゴーと大きな音がしたかと思うと、ドシンと何か大きなものが落ちたように村人には思われた。おどろいた村人は、雨戸をしめ、みんな家の中でふるえていた。翌朝、夜の明けるのを待って村人が音のした方へいってみると、村から少し離れた山の中の池のそばに、大きな石が落ちているのがみつかった。石の上には梵天(ぼんてん)さまという、大そう力の強そうな神さまが立っていた。村人は、さっそく神さまを村へお迎えし、ごちそうをしてもてなした。

梵天さまは、たいへんよろこばれて、みんなのためになることをいろいろと教えてくれるのであった。そして、教えおわるというとはなしに村から立ち去ってしまわれた。

村人はいつまでも別れを悲んだ。そして梵天さまが乗ってこられた石を、あんな山の中におくのはもったいないというので、村中総出で村のうしろの小高いところにうつし、そのそばに梵天さまのお社もつくった。

梵天さまの乗ってこられた石は、まん中がくぼんで船のような形をしているので、村人たちは船石という名をつけた。

不思議なことに、石のくぼみにたまった水は、どんなに暑いひでりにもなくなることがないということである。

そこで村人は、船石のそばに大きな堰(つつみ)をきづきその水をひいて田んぼを作るようになった。梵天さまのおかげか水のなくなる心配もなく、毎年秋になると、広い田んぼに黄金の穂波をながめることができるのである。

お天気メモ

新潟地方気象台発表のことしの夏の気温は変動が大きく、とくに八月は夏型が安定しないで後半は涼しい日が多いでしょう。また、つゆ入りはやや早いが中休みがあって、後半に活発となり、つゆ明けはおくれるみこみです。なお、梅雨末期と八月に大雨の降るおそれがあります。

六月、上旬には曇雨天の日が現われてつゆに入りますが、中旬を中心に晴天が目立ちつゆの中休みがあるみこみです。しかし、月末には曇雨天が多くなるでしょう。

気温の変動が大きいのですが、平均では並み、降水量は並み、日照は並みか、やや多いみこみです。

七月、初め暴りや雨の日がありますが、後半は梅雨前線が弱まり暑い日が現われるでしょう。

中旬には大雨が降りやすくなるみこみです。

つゆ明けは平年よりややおそく、下旬は暑い晴天が続くでしょう。

気温は前半は低く、後半は高くなり平均では並みかやや高いでしょう。

降水量は、並みかややすくなく、日照は並みかやや多いみこみです。

人生往来

◎誕生

氏名	父の名	部落名
〈新郎〉村山昭平(こ)・〈新婦〉小島和子(こ)十日町	宮中	
〈新郎〉樋口寿次郎・〈新婦〉藤木秋子(こ)・薬南町	桐原	
〈新郎〉大島英正(こ)・〈新婦〉上原いよ(こ)・鷹羽	東京都	
〈新郎〉保坂正次(こ)・〈新婦〉羽鳥勝枝(こ)・十日町	新屋敷	
〈新郎〉岡村勝雄(こ)・〈新婦〉樋口ミツ子(こ)・浅山	田中	
〈新郎〉山田成利(こ)・〈新婦〉樋口和子(こ)・白羽毛	山崎	
〈新郎〉高木晴美(こ)・〈新婦〉上村成子(こ)・田中	十日町	
〈新郎〉高井克弘(こ)・〈新婦〉堀川初枝(こ)・飯山市	如来寺	
〈新郎〉小島直一(こ)・〈新婦〉鈴木節子(こ)・荒屋	南魚沼	
〈新郎〉金沢正義(こ)・〈新婦〉広田良子(こ)・高道山	十日町	
〈新郎〉村山正行(こ)・〈新婦〉村山ミサ子(こ)・十日町	田沢	

◎葬儀

氏名	年令	部落名
島田慶三郎	(四〇)	倉俣
樋口八十吉	(四九)	千溝
樋口順之	(四三)	千溝
河部ナミ	(八八)	新屋敷
井ノ川カツ	(五九)	本屋敷
南雲藤芳	(七五)	田中

綱は省略する）

第二章　家庭における対策の推進

◇活動方針

1、正しい乳幼児の養育法ならびに乳幼児教育の普及徹底をはかる。

・従来の乳幼児検診の他に、育児の原則、心身発達の特徴、独立性の基礎を培うなどの内容が適切に学習されるよう研修の機会を多くするように努める。

2、両親等に対して家庭教育に関する学習が強化され、実践活動が促進されるようつとめる。

・既設の学級、講座等の開催促進をはかり、運営にあたっては、独立性のある生活態度の育成、進路に関する指導、望ましい職業観等の学習が行なわれるよう、その改善をはかる。

3、婦人団体やPTA等の団体活動を通じて家庭教育に関する内容が強化されるようつとめる。

・とくに、子どもの通学進路、家庭における進路指導のあり方などが自主的に学習されるようつとめるとともに、地域の連帯感に立った家庭のしつけが強化されるよう、団体等の運営の改善をはかる。

4、親となるための準備教育の普及の徹底をはかる。

・親となるための責任及び新婚者の子供の養育に関する学習などが自主的に行なわれるようつとめる。（以下実践の大綱は省略する）

第三章　地域社会等における対策の推進

◇活動方針

1、青少年育成に関する地域活動および推進組織の改善強化をはかる。

・地域の青少年育成に関する総合的な対策を樹立し、関係機関団体の一体的な体制のもとで、組織活動を通じて総合的な効果をあげるようつとめる。

2、青少年の地域における余暇の善用をはかるため組織的活動が継続的に展開されるよう推進体制の整備をはかる。

・青少年の健全な余暇活動を促進するため、青少年の活動を組織化し、育成するための指導体制を整備し、地域の施設、設備の利用をはかり、活動内容の充実につとめる。

3、青少年に好ましくない影響を与える。諸条件の改善につとめる。

・街頭補導や青少年に望しくない影響を与えると思われる有害文化財及び危険環境などの是正に、関係団体の積極的な参加を促進するとともに世論の醸成につとめる。

4、問題行動や非行傾向のある青少年の早期発見と健全化をはかるための組織的な活動を促進する。

・県や村の関係機関の連携を強化し、青少年の問題行動の早期発見と健全化について、適切な指導措置がとれるよう協力活動の促進をはかる。

5、地域での余暇生活の充実を期するために、地域社区での青少年の遊び場、集会所等の確保、設備の促進をはかる。

・地域社区での青少年の遊場、集会所等の確保や施設、設備の整備、開放について各種関係機関団体が連携し、積極的な活動を行なうよう啓発につとめる。

・児童遊園地等の整備および設備の促進をはかる。

（以下実践の大綱は省略する）

第四章　青少年総合対策推進体制

第一節　総合的推進体制

1、青少年問題協議会

青少年総合対策の中心目標に基づく、総合的対策の策定及び推進体制の整備などについて継続的に調査審議、施策の総合的推進をはかる。

2、専門委員会の組織及び運営

①村内学校教職員十一名、保育所長一名、行政機関職員五名の十七名で構成し、毎月第一水曜日に定例会を開催する。

②中里村の青少年の健全育成総合対策実施計画の策定及び実施に関し、関係機関団体の諸活動を総合的に調整する。

第二節　村の機関、団体の協力体制

1、村長部局、行政課、社会厚生課、産業課

中心目標に向って青少年関係事業を実施計画に位づけ、中心化の趣旨を生かし、実施にあたる。

2、青少年対策（青少協）主管課。

県の青少年対策至っての連絡、調整、総合対策事業の総括、地域住民の啓発を行なう。

3、教育委員会（学校教育係、社会教育係）

教育実践の指導、家庭教育指導、組織的活動の推進と住民の啓発を行なう。

4、村内小中学校等

学習指導、生活指導、進路指導を通じて中心目標に導く、総合的な指導を行なう。

5、関係団体（PTA、婦人団体、青年団体、商工会、各種委員会等）

進路指導、家庭教育、環境整備、補導活動等について研修や活動を実施する。

◇学習の中に体育レクリエーションを取り入れる

◇学習テーマ

子どもの指導と家庭教育

◇月毎の学習題目

五月　学習計画をたてる

六月　家庭学習を考えよう

七月　習慣形成について

八月　夏休みのすごさせかた

九月　勤労教育について

十月　マスコミと家庭

十一月　性格の形成について

十二月　青少年健全育成のねらいもの

一月　金銭教育について

二月　進路指導のありかた

三月　一ヶ年の反省とまとめ

【写真は学級の一とニマ】

田沢小学校PTA

家庭教育学級開講される

田沢小学校PTA家庭教育学級は今年で、七年目を迎え去る五月に四十五年度の開講式が行なわれた。学級生の中には、六年生、七年生と毎年熱心に通っているベテランもいる。従って学級の持ち方についても活発な意見や要望が出され、次の要領で開講することとなり、多数受講されるよう呼びかけている。

◇毎月一回（夜の場合七時三十分より九時三十分、昼の場合は午後二時から四時まで）

◇場所　田沢小学校家庭室

◇講師　中城社教主事、学校の先生、福祉事務所、教育委員会等の職員

お願い

最近公民館図書を利用するものが非常に多くなり、公民館としてもその利用度にこたえ、新書の購入を行ない充実を図って居りますが、利用度の向上と共に、図書の汚損、破損も又甚だしく、この状態では予算面と合せ考えるときに、ついにはみなさんの御期待に副い得ないような事態も考慮されますので、規限厳守返還と取扱いを丁寧にされるよう願います。

中里文芸　閑史

入梅や土蔵の土声降ろしたる　了

雷に流されていく水げんか　大泉

児の拳堅し明るし梨咲けり　涼子

ほとゝきす居わぬ谷の残り雪　おの江

夜釣頃し生活に触れぬ男らで　茅花咲くは風の役方の旅へのぬ　陽

養肉の普意舷透く風青し　由記

めなし意のたわ言漢と青い意志　道すがら小でまり髪に敵らす子等

百日草の苗を大事にいそぎけり　悦夫

日々豊か花桐のもとふとん干す　海人

水はりし田々光り合い桐咲けり

五月雨て詩吟の友に誘わるる　時習

五月晴山菜とりの眼ゐえる

入梅や笠の裏までさがる雲

入り月や闇に呼よむ郭公鳥　春柳

庄にきて田植手伝う郭公鳴く

早苗とるしわのて卓し腰をかけ　藤田

田打ちする土に泌み入る老の汗

我が姿水面に写し田を植える　未知

桐の花色香も浮し水田かな

地祭や袖の舞いたる若囃風　了

これ見よがばかりにミエの太き脚われの視線はとまどいえたり

中里村農業生産基盤整備事業について

昭和四十四年度初めて実施した中里村農業生産基盤整備事業も、二年目を迎え各事業種目ごとに事業の要望が見込まれたため、補助金交付基準をかかげるので、昭和四十五年度事業の参考にされたい。

補助金交付基準

事業種目、かんがい排水の補助率は三〇%以内で受益面積は概ね〇・五～五ヘクタール、圃場整備事業は、補助率は、三〇%以内で受益面積は一団地〇・五～五ヘクタールで暗渠排水、客土を含む。農道事業は補助率は五〇%以内で受益面積は〇・五～五ヘクタールで、一路線五〇メートル以上、巾員二・〇メートル以上、但し舗装は延長三〇メートル以上で勾配一〇%以上、又は道路機能低下いちじるしく、維持費多額の箇所、索道事業は補助率五〇%で受益面積は〇・五～二ヘクタールで雇用地造成三〇%以内〇・三～二ヘクタール開畑、樹園地、草地造成、事業費は一地区十万円以上とし用地費、補償費、種子苗木費、植栽労務費、土壌改良資材費、間接費は、補助対象事業費から除外する。

尚、採択希望地区は、採択申請書を六月三十日までに村長宛提出して下さい。用紙は役場建設課にあります。

美田を守る休耕田の管理

米の生産調整による休耕田は手入れをしないと、来年の作付に大きな支障をきたすばかりでなく、周辺の水田にも雑草種子や、病害虫の伝染源になりやすいので、次のことに注意して、必ず実施して下さい。

1、湛水の励行。

乾田にすると保水力が低下したり、雑草が多くなるので、出来るかぎり深水湛水とすることが望ましい。（ヒエは十五センチ以上の深水では発生しません）

2、除草は必ず実施する。

休耕田の雑草の繁茂は地力が消耗したり、周辺水田に種子が飛散するので必ず除草作業を行なう。

3、病害虫の防除を行なう。

休耕田を放置すると、雑草が繁茂するので、ウンカ類や紋枯病の伝染源になったり、野ネズミの巣になりやすいので、周辺水田の病害虫の防除作業と同時に実施する。

4、休耕田の管理

（イ）乾田では切ワラ、モミガラ散布などにより、被覆する。

（ロ）耕耘や代かきを一ヵ月置位に実施する。

（ハ）耕耘や代かきと除草剤の組合せによる方法。

（ニ）雑草の刈取りを数回実施したり、除草剤との組合せを考える。

（ホ）粒剤、水和剤などの使用に当っては、隣接作物に被害を与えぬように注意するとともに、除草剤撒布機具の洗滌はよく行なう。

（ヘ）養魚地域にあってはとくに魚毒に注意するとともに、魚毒の少ないカソロン剤などを使用する。

【写真説明】 農繁期を迎え居平の田は既に青々と植えられた。原の田はこれからだ。大型トラクターによる田かきが始っている。一時間に35アールの作業能力があり、エンジンの音が軽快にこだまする。

母と子の交通安全

◎歩道をあるきましょう

右側をあるきましょう

「人の歩くところは、何んというの？そう、歩道ね」

「車のとおるところは、何んというの？そう、車道ね」

「歩道と車道のある道路では、人はどちら側を歩くの？」

「そうね、歩道をあるくのね」

「歩道のない道路では、どちら側もあるくのかな？えんぴつを持つ手のほう（みぎ）？」

「えらいわね。よくしっていること……右のはしをあるくのよ」

◇歩道を歩かないで、車道を歩いたらどんなことになるでしょう。

▼交通事故が起きがちで、多くの人が死んだり、ケガをしたりします。

▼大型の車の流れを乱して、みんながめいわくします。

◇対面交通とは？

「人は右、車は左」を通ることになりますから、歩く人も車を運転する人も、お互いに相手の動きがいちばんよくわかって　もっとも安全な交通方法です。

◇正しい歩きかた

▼ふざけたり、おしゃべりしたり、棒にひろがったり、よそ見をしたりして歩かないようにさせましょう。

◎ふみきりは、右、左をよく見て。

▼汽車や電車は、自動車よりずっと早い速度で走っています。まだ遠くのほうを走っているからと安心して渡るのは非常に危険です。

▼汽車や電車が急ブレーキをかけてから止まるまでの距離は、急行列車（時速九〇㌔）は約四一〇メートル、普通列車（時速七〇㌔）は約二五〇メートル、電車（時速八〇㌔）は約三二〇メートルと非常に長い距離が必ようです。ふみきりでは、わたる前に右左をよくたしかめてから渡りましょう。

◎子供等も見ているあなたの歩き方

つゆどきの郵便

封筒包装に注意しよう

食べ物などは速達で

つゆどきは雨や湿気で郵便物のあて名が読めなくなったり、包装が破れたりすることがあります。

つぎの点にご注意願います。

①あて名を書くときは、雨や湿気でにじまないように油性のインキ、鉛筆、カーボン紙などは使わないように願います。

②封筒は良質のものを――うすいハトロン紙や和紙の封筒は、ぬれると破れやすくなります。

③食品などで腐りやすいものは他の郵便物に迷惑がかからないようじゅうぶんな包装をし、「速達」にしましょう。

④包装紙やひもは、ぬれても破れたり、切れたりしないようなものを使いましょう。

⑤雨にぬれると読みにくい表札は、なるべく新しいものにしましょう。

野生の鳥獣類の無許可飼養についてお願い

鳥獣保護員　井口清一

村内の皆様方で、野生の鳥獣類を無免許で飼養している方がありましたら、速やかに役場の係り迄申し出て飼養許可をとって下さい。

もし無許可で野生の鳥獣類を飼養しているのを見つかりますと、鳥獣保護法に依って罰せられます。役場の係には飼養許可申請書があります。飼養許可料は一羽につき一ヵ年百五十円です。

次にこれから野山には野鳥の（タマゴ　や（ヒナ）等が見つかりますが、これも農林や田の許可無くしてとりますと罰せられますので、注意して下さい。

野鳥は農作物や森林を害虫から守ってくれますので大切に可愛がって下さい。

もし、すすめ、からす等が農作物に害をあたえる時がありましたら役場産業課共済係か猟友会に申し出て下さい。その時は許可をとって猟友会で駆除致します。